

2020年度 会則・細則の改正案

第1号 議案 地区委員人数の改正

【改正内容】

- ・会則 第5章 第15条1②(P2)の各地区の保護者より2名を各地区の保護者より2～3名に変更。
- ・細則 第2章 第12条1(P7)の地区委員2名を地区委員2～3名に変更。

現行会則	変更会則(案)
会則 第5章 第15条1②(P2) 地区委員(各地区の保護者より <u>2名</u>)	会則 第5条 第15条1②(P2) 地区委員(各地区の保護者より <u>2～3名</u>)
細則 第2章 第12条1(P7) 地区会は、各地区より地区委員 <u>2名</u> を選出する。	細則 第2章 第12条1(P7) 地区会は、各地区より地区委員 <u>2～3名</u> を選出する。

【前提】

2020年度より、東小学校学区へと移行している現3地区の世帯数が減少しており、地区としての維持が難しくなっているため現2地区と合併をすることとなった。

2019年度は、全11地区、地区委員22名であったが、2020年度は、全10地区、地区委員21名となる。(2020年度は、現2地区と現3地区が合併する、新2地区のみ地区委員3名選出)

【現状認識】

地区合併により地区数が減り、各地区委員を2名とすると、地区委員総数が22名から20名に減り、地区業務が難しくなる。

平成16年度、平成28年度にも地区合併があり、地区数、地区委員総数とも減ってきている。

【改正案】

地区委員の総数を大幅に減らさないために、今後、地区により地区委員は2～3名とした。

第2号 議案 地区委員選出の改正

【改正内容】

- ・細則 第2章 第12条2（P7）の書記長1名、書記1名以上を書記3名に変更。
- ・細則 第2章 第12条2（P7）へ地区役員以外の地区委員から、会計2名、各担当2～3名を選出する。と追記する。

現行会則	変更会則（案）
細則 第2章 第12条2（P7） 地区委員の互選により、 <u>地区代表1名、副代表2名、書記長1名、書記1名以上</u> 、会計2名を選出する。ただし、再選は妨げない。	細則 第2章 第12条2（P7） 地区委員の互選により、 <u>地区代表1名、副代表2名、書記3名</u> を選出し、地区役員とする。 <u>地区役員以外の地区委員から、会計2名、各担当2～3名を選出する。</u> ただし、再選は妨げない。

【前提】

2020年度からの、地区数及び地区委員人数変更にあたり、あわせて3役を「地区代表1名、副代表2名、書記長1名」から「地区代表1名、副代表2名、書記3名」に改正。

地区代表、副代表、書記長「地区3役」が、平成22年度までは、地区代表、副代表、書記長、書記、会計の「地区5役」であった。

【現状認識】

地区役員である、地区3役は「地区代表1名、副代表2名、書記長1名」の4名。

【改正案】

2020年度から、「地区3役」（平成22年度までは、「地区5役」）を「地区役員」とする。

書記長業務を副代表と書記に振り分け、地区役員を「地区代表1名、副代表2名、書記長1名」の4名から、2020年度より「地区代表1名、副代表2名、書記3名」の6名とする。

内 規

◇PTA役員・会計監査・学級委員・地区委員選出について◇

□くじ引きの基準

2) くじ引きを免除される方は、以下のとおり。

現行会則	変更会則 (案)
<p>内規 PTA役員 (P 9)</p> <p>C. <u>地区委員</u>(地区代表、副代表、書記長)の3役を経験した方</p> <p>ただし、平成23年度から適用することとし、平成22年度までに地区代表、副代表、書記長、書記、会計の5役を経験した方は従来の免除枠に該当することとする。(注1)</p>	<p>内規 PTA役員 (P 9)</p> <p>C. <u>地区役員</u>を経験した方(注1)</p>

◇PTA会長・地区代表選出について◇

現行会則	変更会則 (案)
<p>内規 (P 10)</p> <p>※<u>地区3役</u>の経験者はPTA会長選出のくじ引きに参加しなくてよい。</p> <p>ただし、平成23年度から適用することとし、平成22年度までに地区代表、副代表、書記長、書記、会計の5役を経験した方は従来の免除枠に該当することとする。(注2)</p>	<p>内規 (P 10)</p> <p>※<u>地区役員</u>の経験者はPTA会長選出のくじ引きに参加しなくてよい。(注1)</p>
<p>※PTA役員経験者は<u>地区3役</u>選出のくじ引きには参加しなくてもよい。</p> <p>ただし、その結果、くじ引き対象者が<u>3役</u>のくじ引きによる必要人数に満たない場合は、PTA役員経験者は代表以外のくじ引きに参加する。</p> <p>平成23年度から適用することとし、平成22年度までにPTA役員を経験した方は、従来の免除枠に該当することとする。(注3)</p>	<p>※PTA役員経験者は<u>地区役員</u>のくじ引きには参加しなくてもよい。</p> <p>ただし、その結果、くじ引き対象者が<u>地区役員</u>のくじ引きによる必要人数に満たない場合は、PTA役員経験者は代表以外のくじ引きに参加する。(注1)</p>

◇従来の規定(P 11)

注1 地区役員とは

地区役員の該当年度による名称と内訳

該当年度	名 称	内 訳
令和2年度(2020年度)より	地区役員	代表、副代表、書記
平成23年度より	地区委員の3役	代表、副代表、書記長
平成22年度まで	地区委員の5役	代表、副代表、書記長、書記、会計

